

申請の流れ

- ① 空き状況の確認 (当法人までお電話いただくか、ホームページの「公共施設利用」のイベントカレンダーでご確認ください)
- ② 申請書類を当法人のホームページからダウンロード
- ③ 申請書類を当法人へ提出
- ④ 利用承認書発行
- ⑤ 利用
- ⑥ 利用料金の払い込み (利用月翌月1日に請求書発行、月末までに支払い)

※申請書類は、利用希望日の2週間前までに提出していただく必要があります。

※海老名駅西口中心広場を全面利用する場合は、中心広場を封鎖します。

ご利用者で封鎖していただきます。

その際、「中心広場封鎖マニュアル」及び封鎖に必要な備品を貸し出し(無料)します。

詳しくは、当法人へお問い合わせください。

海老名駅西口特定公共施設 ご利用案内

お問い合わせ先

一般社団法人海老名扇町エリアマネジメント (指定管理者)

〒243-0436 神奈川県海老名市扇町 7-4

☎ 046-204-6721

✉ info@ebina-ougi-cho.jp

📠 046-204-6729

🏠 <http://www.ebina-ougi-cho.jp>



受付時間 9:30～17:30 (土・日・祝日 定休日)



一般社団法人海老名扇町エリアマネジメント (指定管理者)

施設紹介

施設名称

海老名駅西口特定公共施設

指定管理者

一般社団法人

海老名扇町エリアマネジメント

対象区域

海老名駅西口中心広場 約3,600㎡

海老名駅西口プロムナード 約7,700㎡

海老名駅西口特定公共施設は、
海老名駅西口中心広場と
プロムナード等で構成された
イベント等で利用できる
パブリックスペースです。

利用料金

施設名	行為区分(利用時間)	日程	通常利用	中心広場全面利用
中心広場 ・ プロムナード	募金、署名活動 広報活動、催事、興行 (8時から20時)	土休日	38円/㎡・時間	10万円/日
	音楽活動 (10時から21時)	平日	20円/㎡・時間	5万円/日
	業として行う撮影	-	10,000円/日	

※年間で3回以上使用した場合には、3回目から50%割引になる減免規程があります。
詳しくは、当法人のホームページ「公共施設利用」タグより、「利用料金の減免について」をご確認ください。

事前に申請が必要となる条件

下記の項目に1つでも該当する場合は、事前に申請が必要です。

事前申請は、利用日から3カ月前の月の1日から受け付けます(1日が休日などの場合は次の平日から)。

なお、下記の①及び②に該当する場合は有料です。料金は「利用料金」を参照してください。

- ① 10㎡以上かつ1時間以上継続して利用する場合
- ② 営利目的で利用する場合
- ③ スペースを確保して利用したい場合

【10㎡以上の考え方】

・テーブル等を配置し、一定の区画を設ける場合、その区画の面積から算定してください。

・ピラ配り等で、配布者が一定の場所に留まらず、面積を算定しがたい場合は、配布者1人あたり1㎡を単位としてください。

・実施者以外の来客、観客等が見込まれる場合、来客、観客等が滞在するスペースについても利用面積に含めるものとします。
滞在スペースの面積は、見込の数値で構いません。

申請を要しない行為の注意事項

上記のチェック項目に該当しない場合は、承認を必要としませんが、その場合であっても、歩行者の支障にならないようご配慮ください。(歩行空間を3.5m以上確保してください)

承認を受ければできる事項

- 募金 ●署名活動 ●広報活動 ●音楽活動 ●催事 ●興行 ●写真、映画等の撮影(個人的な撮影を除く)

禁止行為

-  海老名駅西口特定公共施設や設備を汚損、損傷する行為
-  球戯、ローラースケート、スケートボード等
-  歩行者の往来に著しい支障又は危険を及ぼすおそれのある集会、デモ、座込み等
-  寝泊り、仮眠、横臥等
-  花木の伐採等
-  火気類、危険物の使用
-  物品の販売・配布
-  ポスター、看板等の掲示
-  車両の乗入れ等

※その他、条例で定める行為を禁止とします。

※「火気類、危険物の使用」、「物品の販売・配布」、「ポスター、看板等の掲示」及び「車両の乗入れ・停車」は、承認を受けた場合、行うことができます。